

児童相談所からの施設入所等の措置に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)、千葉県児童福祉法施行細則(平成4年規則第29号)及び千葉県児童福祉措置費等の徴収等に関する規則(平成15年規則第25号。以下「徴収規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支弁額)

第2条 徴収規則別表第3に規定する支弁額は、法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生事務次官通知)に基づき算定される民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当を除いた額とする。

2 入所等の措置が採られた期間が1月に満たない場合の徴収金額は、徴収規則により算定した額徴収金の月額が当該措置が採られた日数に応じた支弁額を超えるときは、当該支弁額とする。

(世帯調書等)

第3条 法第27条第1項第3号もしくは第2項の規定による措置(同条第1項第3号の規定による保護受託者への委託の措置を除く。)が採られた場合は、当該措置児童等の扶養義務者にあつては、世帯調書(様式第1号)、入所者にあつては収入申告書(様式第2号)に次の各号に掲げる書面を添付して東部児童相談所長又は西部児童相談所長へ提出しなければならない。

(1) 課税証明書又は非課税証明書(1月から6月までの間に措置が採られた場合については前々年分、7月から12月までの間に措置が採られた場合については、前年分の収入と所得控除を証するもの)

(2) 生活保護世帯にあつては、生活保護受給証明書

2 前項に規定する場合のほか、扶養義務者にあつては世帯調書を、入所者にあつては収入申告書を、毎年6月末日(7月1日から翌年の6月末日までの間に20歳に達した者については、20歳に達した月の末日)までに、東部児童相談所長又は西部児童相談所長へ提出しなければならない。

3 措置児童又は扶養義務者は、前各号の規定により提出した書類に変更が生じたときは、速やかに、変更後の世帯調書又は収入申告書を東部児童相談所長又は西部児童相談所長へ提出しなければならない。

(徴収金の徴収)

第4条 千葉市長は、徴収金を徴収しようとするときは、徴収金の額を翌月の20日までに、納入通知書により扶養義務者及び入所者に通知するものとする。

(納入期限)

第5条 徴収金の納入期限が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
(入所等の措置に関する徴収金の月額の特例)
- 2 入所者の扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額は、当分の間、第10条第2項の規定にかかわらず、当該入所等の措置に関する徴収金の月額(別表第2に規定する階層区分のうちD14階層の階層区分に該当する世帯に係る徴収金の月額を除く。)に二分の一を乗じて得た額とする。この場合において、その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 入所者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額は、当分の間、第10条第2項の規定にかかわらず、動向の規定により算定した徴収金の月額が重症心身障害児施設にあっては8万円を超えるときは8万円と、重症心身障害児施設以外の施設にあっては5万円を超えるときは5万円とする。
- 4 当分の間、第10条第5項の規定の適用については同項中「前各項」とあるのは「前各項及び附則第2項」と、同条第6項の規定の適用については同項中「前各項」とあるのは「前各項、附則第2項及び附則第3項」と、同条第7項の規定の適用については同項中「第1項から第5項まで」とあるのは「第1項から第5項まで、附則第2項及び附則第3項」とする。

- 附 則
- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

- 附 則
- 1 この要綱は、平成7年7月1日から施行する。
 - 2 第11条の規定は、平成7年7月分以降の徴収金については適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

- 附 則
- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

- 附 則
- 1 この要綱は、平成18年6月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。